

報告第15号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕

専決第11号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年6月27日に佐野市堀米町3142番地菊川第4公園で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和5年9月27日

佐野市長 金子 裕

1 損害賠償額 178,167円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

京都府京都市南区上鳥羽角田町68

佐川急便株式会社

代表取締役 本村 正 秀

専決第11号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和5年6月27日(火) 午前10時20分頃 場所 佐野市堀米町3142番地 菊川第4公園
3 発生時の状況	菊川第4公園において乗用草刈り機で除草作業をしていたところ、小石が弾け飛び、停車していた相手方車両の前方窓ガラスを損傷した。
4 相手方	所在地 京都府京都市南区上鳥羽角田町68 名称 佐川急便株式会社 代表者 代表取締役 本村正秀
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 178,167円
6 和解日	令和5年9月27日
7 略図	

